

第23回草津市農業委員会総会  
会 議 録

令和7年5月9日

## 第23回農業委員会（総会）

令和7年5月9日  
午後1時30分から  
市役所 行政委員会室

- |     |   |      |
|-----|---|------|
| 第 1 | 会議録署名委員の指名  |      |
| 第 2 | 報告第12号<br>農地法第4条第1項第7号の規定による届出の報告について（報告）                             | … 1件 |
| 第 3 | 報告第13号<br>農地法第5条第1項第6号の規定による届出の報告について（報告）                             | … 5件 |
| 第 4 | 報告第14号<br>農地法第18条第6項の規定による賃貸借の解約通知について（報告）                            | … 2件 |
| 第 5 | 報告第15号<br>農地変更届出について（報告）  | … 2件 |
| 第 6 | 議 第21号<br>農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて<br>提案説明、案件に対する質疑、採決        | … 7件 |
| 第 7 | 議 第22号<br>農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて<br>提案説明、案件に対する質疑、採決        | … 1件 |
| 第 8 | 議 第23号<br>農地法第5条第1項の規定による許可につき、事業計画変更の承認をすることについて<br>提案説明、案件に対する質疑、採決 | … 1件 |
| 第 9 | 議 第24号<br>農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて<br>提案説明、案件に対する質疑、採決        | … 4件 |

第 10 議 第25号

農用地利用集積等促進計画（案）の決定につき、意見聴取することについて  
提案説明、案件に対する質疑、採決 … 1件

## 1. 農業委員

### ・会議に出席した委員

1 番	奥村 厚夫	2 番	我孫子 利和	4 番	角井 廣司
5 番	中島 春樹	6 番	中瀬 康夫	7 番	今井 修
8 番	田中 実	9 番	田中 治嗣	10 番	田中 廣之
11 番	中島 健一	12 番	木下 弥生	13 番	奥村 次一
14 番	堀 裕子				

### ・会議に欠席した委員

3 番 杉江 善博

## 2. 農地利用最適化推進委員

### ・会議に出席した委員

2 番	田村 茂	4 番	山本 光作	5 番	佐山 末男
6 番	山岡 康一	7 番	平井 重己	9 番	片岡 正春

## 3. 事務局

### ・会議に出席した職員

事務局長	相井 義博	参事	柳原 崇志	主査	湯村 亮太
農林水産課	西山 宜克	主任	三橋 優美		

事務局長       では、定刻となりましたので、只今から第23回草津市農業委員会総会を開催します。

感染症対策として適宜、換気のため窓・扉の開放を行いますことと、可能であれば、マスクの着用についてご協力いただきますよう、お願い申し上げます。

その他、会議途中に、体調がすぐれず、発熱の疑いがある場合無理せず、お申し出いただきますよう、併せてお願いします。

本日、3番 杉江善博委員が欠席されておりますが、出席委員は14名中13名で、定足数に達し、総会が成立しておりますことを報告します。

また、本日は傍聴の方はおられません。

なお、議案説明については、個人情報関係から個人が特定されない表現で説明等を行いますので、御了承願います。

事務局長       では、農業委員会憲章の唱和を行いますので、ご起立願います。

(農業委員会憲章の唱和)

事務局長       ありがとうございました。

それでは、田中会長よろしく願いいたします。

会長           みなさま、ご苦勞様です。農繁期に入りまして、お忙しい時期に総会ということで、欠席されている方が何名かおられます。また、来週からは大変暑くなるとのことですので、みなさま熱中症には気を付けていただいて体調管理をよろしく願いいたします。

会長           ただいまから、第23回草津市農業委員会総会を開会します。

本日の議事日程は、予め、お手元に配布いたしました通りであります。

議事にかかる図面は、タブレット端末で確認いただきますよう、お願いします。

会長           それでは、これより日程に入ります。

日程第1会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規則第18条第2項の規定により、議席番号4番 角井廣司委員、議席番号12番 木下弥生委員、以上の兩人を指名いたします。

会長           次に、日程第2報告第12号「農地法第4条第1項第7号の規定による届

出の報告について」番号1番の案件を議題とし、事務局より、報告事項の朗読と説明を求めます。

事務局 報告第12号農地法第4条第1項第7号の規定による届出について説明いたします。

この届出は、市街化区域内の自己使用目的に伴う転用です。

今月の届出は、1件です。議案書は、2ページです。

番号1番は、川原二丁目に住所を有する届出人が、共同住宅の建築を目的として、夫婦で2分の1ずつ共有する川原二丁目地先の田1筆98㎡を転用されようとするものです。

当該案件は、先月の総会において、報告第8号、農地法第4条第1項第7号による届出こと、夫が単独所有する土地943㎡とあわせて、共同住宅の建築を計画されておりますが、今回は、書類不備により、届出時期が1か月ずれたため、今回、残る共有部分の届出がなされました。

隣地との境界には、コンクリートブロックを設置され、南側道路高に合わせ、80cm前後の盛土を行われます。

雨水排水は、南側に雨水枡を設け、市道と接する東側の道路側溝へ放流されます。

隣接地は、道路であり、隣地承諾が必要な農地はございません。

なお、本届出につきましては、「農地法関係事務処理にかかる処理基準」第6の3の(2)の届出を受理しない場合に該当しないため、受理については問題ないものとし、番号1番は4月4日付にて専決規定に基づき、局長専決により受理しております。

会長 以上で事務局の説明が終わりました。

発言のある方は、挙手、そして議席番号と氏名を名乗っていただきご発言いただきますよう、お願いします。

(質問・意見なし)

会長 発言が無いようですので、報告第12号を終わります。

会長 次に、日程第3報告第13号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出の報告について」番号1番から5番までの案件を議題とし、事務局より、報告事項の朗読と説明を求めます。

事務局

報告第13号農地法第5条第1項第6号の規定による届出について説明いたします。

この届出は、市街化区域内の農地の売買、贈与、賃貸借、使用貸借等の権利移転または権利設定に伴う転用です。

今月の届出は、5件です。議案書は、3～4ページです。

番号1番は、京都市山科区に事務所を有し、不動産業を営む法人こと譲受人が、露天駐車場として、譲渡人が所有する追分五丁目地先の登記地目田、現況雑種地1筆608㎡を売買にて取得し、転用されようとするものです。

届出地は、譲受人の父親の代以前から既に駐車場として使用されており、農地法の転用届を失念していたことが判明したため、今回、顛末書を添付のうえ届出がなされました。

顛末案件であるため、新たな造成工事はありません。

隣接地は、宅地・雑種地および市道であり、隣地承諾が必要な農地はありません。

番号2番は、大津市大萱五丁目に住所を有する譲受人が、専用住宅として、譲渡人が所有する西矢倉三丁目地先の登記地目田、現況畑2筆計150㎡を売買にて取得し、転用されようとするものです。

隣地との境界には、コンクリートブロックを設置され、南側道路高に合わせ、10cm前後の盛土を行われます。

雨水排水は、雨水枡を設け、南側道路側溝へ放流されます。

隣接地は、市道および申請者の所有地であり、隣地承諾が必要な農地はありません。

番号3番は、大津市別保二丁目に住所を有する譲受人が、専用住宅として、譲渡人が所有する西矢倉三丁目地先の登記地目田、現況畑2筆計150㎡を売買にて取得し、転用されようとするものです。

隣地との境界には、コンクリートブロックを設置され、南側道路高に合わせ、10cm前後の盛土を行われます。

雨水排水は、雨水枡を設け、南側道路側溝へ放流されます。

隣接地は、市道および申請者の所有地であり、隣地承諾が必要な農地はありません。

番号4番は、上笠四丁目に事業所を有し、不動産業を営む法人こと譲受人が、露天駐車場として、共有名義の矢橋町地先の畑2筆計321㎡を売買に

て取得し、転用されようとするものです。

当該案件は、令和6年6月に同じ転用目的で届出がなされ、受理しております。

届出の際、住民票を添付いただいておりますが、その後、届出者で譲渡人のうち1人が、受理までの間に住所を転居されていたことが、後日、判明したため、譲渡人の住所のみの変更として、再度、届出がなされたものです。よって、その他の内容には変更はございません。

番号5番は、上笠四丁目に事業所を有し、不動産業を営む法人こと譲受人が、分譲宅地として、共有名義の矢橋町地先の畑1筆計237㎡を売買にて取得し、転用されようとするものです。

当該案件につきましても、先述の番号4番と同様、届出者で譲渡人のうち1人が、受理までの間に住所を転居されていたことが、後日判明したため、譲渡人の住所のみの変更として、再度届出がなされたものです。

よって、その他の内容には変更はございません。

番号4番と5番は、市街化区域の農地転用であり、事業計画変更という取り扱いが無いため、届出・受理の上書きとして処理するもので、先に発行した受理書は、事務局で回収済みでございます。

なお、本届出につきましては、「農地法関係事務処理にかかる処理基準」第6の3の(2)の届出を受理しない場合に該当しないため、受理については問題ないものとし、番号1番は4月21日、番号2番・3番は4月14日、番号4番・5番は4月15日付にて専決規定に基づき、局長専決により受理しております。

会長

以上で事務局の説明が終わりました。

発言のある方は、挙手、そして議席番号と氏名を名乗っていただき、ご発言いただきますよう、お願いします。

(質問・意見なし)

会長

発言が無いようですので、報告第13号を終わります。

会長

次に、日程第4報告第14号「農地法第18条第6項の規定による賃貸借解約通知について」番号1番と2番の案件を議題とし、事務局から報告事項の朗読と説明を求めます。

事務局

報告第14号農地法第18条第6項の規定による賃貸借解約通知について説明させていただきます。

この通知は、農地法第18条第6項の規定による賃貸借の解約にかかるものであり、農地の賃貸借権の設定を解除する場合に、農業委員会に通知をしていただくものです。

今月の通知は、2件です。議案書は5ページです。

1番と2番の賃貸借の解除通知は、いずれも、農地中間管理事業を介する農地の転貸にあたりますことから、同事業を担う、公益財団法人 滋賀県農林漁業担い手育成基金を介した賃貸人と賃借人の間における対の解除通知となっています。

番号1番および2番は関連する案件ですので、一括にて説明させていただきます。

下寺町に住所を有する番号1番の賃借人は、番号2番の賃貸人が所有する片岡町地先の田1筆1,613㎡に対して、農地中間管理事業を担う滋賀県農林漁業担い手育成基金を通じて、農用地利用集積等促進計画により賃貸借権の設定をされておりましたが、合意解約がなされたものです。

会長

以上で事務局の説明が終わりました。

発言のある方は、挙手、そして議席番号と氏名を名乗っていただきご発言いただきますよう、お願いします。

(質問・意見なし)

会長

発言が無いようですので、報告第14号を終わります。

会長

次に、日程第5報告第15号「農地変更届出について」番号1番と2番の案件を議題とし、事務局より、報告事項の朗読と説明を求めます。

事務局

報告第15号農地変更届出について説明いたします。

この届出は、田から畑へと利用形態および地目を変更されようとする場合、届出いただくものです。

特段、法令上の規定はございませんが、登記地目を変更する場合、農業委員会の証明が必要となることと、造成行為を伴う場合があり、農地転用との区別を行うためにも届出を促しているものです。

今月の届出は、2件です。議案書は6ページをご覧ください。

番号1番は、届出人たる、本人が所有する山寺町地先の田1筆409㎡について農地利用変更届を提出されました。

届出地は、水はけが悪いため、田としては耕作が難しい土地であり、畑として季節野菜を栽培される予定です。

計画では、自宅側は畔より少し高いところまで造成されます。

また、隣接地の田の所有者からは、隣地承諾書が提出されています。

次に番号2番は、届出人たる、本人が所有する新堂町地先の田1筆339㎡について農地利用変更届を提出されました。

届出地は、水はけが悪いため、田としては耕作が難しい土地であり、畑として季節野菜を栽培される予定です。

計画では、畔の高さまで造成されます。畑にしてからは、季節野菜を栽培される予定です。

また、隣接地は宅地等のため、隣地承諾が必要な農地はございません。

以上2件、添付書類等を確認いたしました。不備等はありませんでしたので、番号1番は4月15日付けにて、番号2番は4月22日付けにて受理しております。

会長 以上で事務局の説明が終わりました。

発言のある方は、挙手、そして議席番号と氏名を名乗っていただき、ご発言いただきますよう、お願いします。

(質問・意見なし)

会長 発言が無いようですので、報告第15号を終わります。

会長 次に、日程第6議第21号「農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて」番号1番から7番までの案件を議題とし、事務局から議案の朗読と説明を求めます。

事務局 議第21号農地法第3条第1項の規定による許可について説明します。

この申請は、農地の権利移転・権利設定にかかる申請です。

今月の申請は、7件です。議案書は、7～8ページです。

番号1番は、野路町に住所を有する譲受人が、譲渡人が所有する、矢橋町地先の登記地目田、現況畑836㎡1筆、田776㎡1筆、計1,612㎡を

売買にて取得されようとするものです。

譲受人は、経営規模拡大のため、自身所有農地の近隣で農地を探していたところ、近隣農地を所有する譲渡人と話がまとまり、今回申請をなされたものです。

栽培作目は、水稻となす、きゅうり等の季節野菜を栽培される予定です。

番号2番から4番は、関連案件です。

当該地は令和6年7月10日開催の第13回草津市農業委員会総会議案書の議第31号、農地法第5条第1項の規定による許可申請で、番号2露天資材置場として御審議いただき、許可することとして決定いただきました。

また、3,000㎡を超えているため、一般社団法人 滋賀県農業会議の諮問答申では、令和6年7月19日付けで、許可することが妥当であったことから、同日付けで農地法第5条第1項の規定により、農地転用を許可しております。

このような中、譲受人は別の場所で露天資材置場が確保できたため、造成をされていなかったところ、大津市に住所を有する番号2番、番号3番、番号4番が、住所地から比較的近い当該地を強く所望され、それぞれ大津市で処分した農地の代替として、売買にて取得されようとするものです。

番号2番は、大津市に住所を有する譲受人が、譲渡人が所有する、矢橋町地先の田2筆1,346㎡、登記地目ため池、現況畑56㎡1筆、畑1筆132㎡、計1,534㎡を売買にて取得されようとするものです。

譲受人は、農地を探していたところ、譲渡人と話がまとまり、今回申請をなされたものです。

栽培作目は、水稻となす等の季節野菜を栽培される予定です。

番号3番は、大津市に住所を有する譲受人が、譲渡人が所有する、矢橋町地先の田1筆2,089㎡を売買にて取得されようとするものです。

譲受人は、農地を探していたところ、譲渡人と話がまとまり、今回申請をなされたものです。

栽培作目は、水稻となす等の季節野菜を栽培される予定です。

番号4番は、大津市に住所を有する譲受人が、譲渡人が所有する、矢橋町地先の畑1筆335㎡を売買にて取得されようとするものです。

譲受人は、農地を探していたところ、譲渡人と話がまとまり、今回申請をなされたものです。

栽培作目は、なす等の季節野菜を栽培される予定です。

番号5番は、大津市に住所を有する譲受人が、譲渡人が所有する、御倉町地先の登記地目田、現況畑2筆、計2,396㎡を贈与にて取得されようとするものです。

譲受人と譲渡人の関係は親子です。

譲受人は、当該地を所有する同居の母と共に農業経営をされており、このたび、母から贈与のため今回、申請をされたものです。

栽培作目は、トマト、ナス等、季節野菜を栽培される予定です。

番号6番は、芦浦町に住所を有する譲受人が、譲渡人が所有する、片岡町地先の登記地目畑、現況田958㎡1筆、田487㎡1筆、計1,445㎡を売買にて取得されようとするものです。

譲受人と譲渡人の関係は兄弟で、従前は父の所有でした。譲渡人の売却の意向があり、譲受人は父から受け継いだ土地で引き続き農業をするため、今回申請をされたものです。

栽培作目は、引き続き水稻とトマト、白菜等の季節野菜を栽培される予定です。

番号7番は、片岡町に住所を有する譲受人が、譲渡人が所有する、片岡町地先の登記地目畑、現況田555㎡1筆、田445㎡1筆、計1,000㎡を売買にて取得されようとするものです。

譲受人は、兼ねてから自宅の近隣で家庭菜園を希望されており、農地を探していたところ、譲渡人と話がまとまり、今回申請をなされたものです。

栽培作目は、きゅうり、なす等の季節野菜を栽培される予定です。

今回の各申請における、農地法第3条第2項に定める各要件については、第1号の全部効率化要件については、1番、5番、6番は現在所有する農地についても耕作されており、取得後においても全ての農地を効率的に利用して耕作されるものと判断します。

2番、3番、4番は全部効率利用要件の確認として、大津市農業委員会事務局より、遊休農地がない旨を確認しております。

残りの7番は、「営農計画書」で確認しております。

第2号の法人要件については、譲受人は個人のため該当いたしません。

第4号の農作業常時従事要件については、全案件とも取得後においても耕作に従事できると認められます。

第6号の地域調和要件については、5番を除いて、生産組合長より同意をいただいております問題ございません。

5番は、既に当該地で所有する母とともに農業をされており、今回相続のため、問題ございません。

以上のことから、1番から7番までの各案件につきましては、農地法第3条第2項各号の許可要件は全て満たしております。

また、許可申請7件につきまして、添付書類等を確認いたしましたところ、不備等はないものと考えますので、ご審議賜りますよう、よろしく願いいたします。

会長

以上で事務局の説明が終了しました。

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。番号1番から4番までの案件につきましては、議席番号4番 角井廣司委員をお願いします。

4番  
角井

1番の案件につきましては、周辺一帯は農地であります。譲渡人の方は、体力的に耕作を続けることが難しくなってきたため、今回譲受人の方と話がまとまったということでございます。一部畑がありますが、お米と畑をされるということです。用水に関しては、以前と同じであり問題はありません。

2番から4番の案件です。2番から4番まで一帯の農地であります。北側に資材置場、南側は道路、東側は住宅、西側は道路に囲まれた端にある田であります。大津市に住所を有する方から代替で求められたということです。用水に関しては以前と同じようを使用するということですので、問題はございません。以上です。

会長

番号5番の案件につきましては、議席番号6番 中瀬康夫委員をお願いします。

6番  
中瀬

5番の案件につきまして、概要は事務局からの説明のとおりでございます。3月24日山岡推進委員さんと現地確認を行いました。もとは水田なのですが、畑として使われておりました。水はけが悪く、排水に色々と工夫されご苦労様されているなという印象です。その他必要な要件については、問題ないと判断し署名いたしました。

会長

番号6番と7番の案件につきましては、議席番号9番 私、田中治嗣が補足説明をいたします。

9番  
田中

4月14日現地確認をおこないました。6番の案件についてですが、芦浦の方ですが、片岡町に田がありまして、一部お兄さんの土地を売却したいと

ということで、今回申請をされました。内容につきましては、事務局からの説明のとおりであります。

7番の案件につきましては、譲受人の方が畑をしたいということで申出があり今回話がまとまりました。少し盛土をされ野菜を栽培されます。特に問題はございません。

会長                    これより、質疑に入ります。

ただいまの、事務局及び地区担当委員からの説明について、発言のある方は、挙手、そして議席番号と氏名を名乗っていただき、ご発言いただきますようお願いいたします。

(質問・意見なし)

会長                    無いようでありますので、質疑を終結します。採決に入ります。

ただいま議題となっております議第21号「農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて」番号1番から7番までの案件を原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長                    挙手全員であります。

よって、議第21号「農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて」番号1番から7番までの案件を原案のとおり決定いたしました。

会長                    次に、日程第7議第22号「農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて」番号1番の案件を議題とし、事務局から議案の朗読と説明を求めます。

事務局                議第22号農地法第4条第1項の規定による申請について説明させていただきます。

この申請は、市街化調整区域内の自己使用目的に伴う転用です。

今月の申請は、1件です。議案書は、9ページです。

番号1番は、志那中町に住所を有する申請人が、自己用住宅および倉庫として、申請人が所有する、志那中町地先の登記地目畑、現況宅地1筆508㎡を転用されようとするものです。

申請地は、申請者の父親により自己用住宅および倉庫として、隣接地と一体利用されており、農地法の手続きを失念していたことがわかり、今回、顛末書を添付のうえ、申請がなされたものです。

顛末案件であるため、新たな造成工事はございません。

隣接地は、畑・宅地・道路および申請者の所有地であり、農地の所有者からは隣地承諾を得られております。

農地区分については、当該農地は農業振興地域の白地であり、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地で、市街化が見込まれる第2種農地と判断されます。

また、当該農地以外に第3種農地での事業が困難でありますことから、許可することはやむを得ないものと判断されます。一般基準については、顛末案件であることから事業の目的が確実に果たされると判断されます。

以上1件、添付書類等確認いたしました。不備等はないものと考えますので、御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

会長

以上で事務局の説明が終了しました。

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。番号1番の案件につきましては、議席番号9番 私、田中治嗣が補足説明をいたします。

9番  
田中

内容につきましては、事務局からの説明のとおりです。家の横に小屋が建てられております。顛末案件でございます。畑のまま小屋を建てたということです。家を建て直すにあたり、地目変更をきちんとしたいと説明を受けました。特に問題はございません。

会長

では、これより、質疑に入ります。

ただいまの、事務局及び地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手、そして議席番号と氏名を名乗っていただき、ご発言いただきますよう、お願いします。

(質問・意見なし)

会長

無いようでありますので、質疑を終結します。採決に入ります。

ただいま議題となっております議第22号「農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて」番号1番の案件を原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

- 会長 挙手全員であります。  
よって、議第22号「農地法第4条第1項の規定による申請に対し許可をすることについて」番号1番の案件は原案のとおり決定いたしました。
- 会長 次に、日程第8議第23号「農地法第5条第1項の規定による許可につき、事業計画変更の承認をすることについて」番号1番の案件を議題とし、事務局から議案の朗読と説明を求めます。
- 事務局 議第23号農地法第5条の規定による許可につき、事業計画変更の承認をすることについて説明いたします。  
この申請は、農地転用許可後に当初の転用目的を達成することが困難となった場合、その事業計画を変更する場合の申請です。  
今月の申請は、1件です。議案書は、10ページです。
- 番号1番は、後に説明いたします議題24号番号1番・2番と関連する案件です。  
番号1番は、矢橋町で病院を経営する社会医療法人である申請人が、令和5年3月20日、令和5年9月19日および令和6年2月9日に農地転用許可を取得した矢橋町地先での露天駐車場造成計画にて、駐車場の拡大があったため事業計画変更を行われました。  
申請人は、この後、議第24号で説明する、農地法第5条第1項の申請において露天駐車場の計画と、本申請地を一体的な区画として利用されることから、当初の計画と駐車場の配置計画が変更となります。  
配置計画の変更のみであり、本申請は問題ないものと判断しております。
- 以上添付書類等確認いたしましたが、不備等はないものと考えますので、御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。
- 会長 以上で事務局の説明が終わりました。これより、質疑に入ります。  
ただいまの、事務局からの説明について、発言のある方は、挙手の上、議席番号と氏名を名乗り、ご発言いただきますようお願いいたします。

(質問・意見なし)

会長

無いようでありますので、質疑を終結します。

採決に入ります。ただいま議題となっております議第23号「農地法第5条第1項の規定による許可につき、事業計画変更の承認をすることについて」番号1番案件を原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長

挙手全員であります。

よって、議第23号「農地法第5条第1項の規定による許可につき、事業計画変更の承認をすることについて」番号1番の案件は原案のとおり決定いたしました。

会長

次に、日程第9議第24号「農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて」番号1番から4番までの案件を議題し、事務局より議案の朗読と説明を求めます。

事務局

議第24号農地法第5条第1項の規定による申請について説明いたします。

この申請は、市街化調整区域内の農地の売買、贈与、賃貸借、使用貸借等の権利移転または権利設定に伴う転用です。

今月の申請は、4件です。議案書は、11ページです。

番号1番および番号2番は関連する案件であるため、併せて説明いたします。

番号1番は、矢橋町で病院を経営する、社会医療法人である譲受人が、露天駐車場を目的として、譲渡人が所有する矢橋町地先の田3筆計2,748㎡を売買にて取得し、転用されようとするものです。

番号2番は、同借受人が、番号1番に隣接する矢橋町地先の田1筆1,200㎡を賃貸借にて借受け、転用されようとするものです。番号1番・2番あわせて3,948㎡の転用となります。

申請人たる、社会医療法人は、申請地の隣接地で、急性期医療を担う、許可病床数420床の病院と、慢性期、地域医療を担う、許可病床数199床計619床の病院および生徒約120名の看護学校を運営されております。

現在、来院用駐車場547台、職員用駐車場482台あわせ約1,005台の駐車場を所有されておりますが、コロナ禍以降、車での来院者が増加傾向

にあり、不足する駐車場区画の拡張にむけて、引き続き用地交渉されてきたところ、今回、話がまとまったため、本申請がなされました。

申請地は、先ほど説明した、議第23号で説明した通り、令和5年3月、令和5年9月および令和6年2月に農地転用許可を得た、西側の駐車場と一体的な利用として計画されております。

隣地との境界はコンクリートブロックおよび法面処理をされ、西側駐車場と一体的に使用するため、20cm程度の盛土を行います。

雨水排水につきましては、西側にU字溝を設置し、既設U字溝へ接続し、水路へ放流されます。

隣接地は、田・雑種地・河川・市道であり、農地の所有者からは隣地承諾を得られております。

農地区分については、当該農地は農業振興地域の白地であり、街区の宅地化率が40%を超えている第3種農地と判断されます。また、第3種農地での農地転用申請については、原則許可することとなっております。

一般基準については、工事見積書、残高証明書の添付があり、事業の目的が確実に果たされると判断されます。

よって、本議案を許可することについては、農地法第5条第2項に該当しないことから許可相当と考えます。

なお、当案件は滋賀県農業会議の諮問案件であり、3,000㎡を越える転用許可申請であることから、県農業会議審議委員による現地調査の後、5月19日の常設審議会の諮問案件となっていることを申し添えます。

番号3番は、北大萱町に事務所を有し、不動産業および建設業を営む法人こと、譲受人が、露天駐車場を目的として、譲渡人が所有する南山田町地先の登記地目畑、現況雑種地1筆800㎡を売買にて取得し、転用されようとするものです。

当該地は、譲渡人が昭和62年頃に造成をされ、雑種地として管理していたことから、顛末書を添付の上、申請がなされております。

譲受人は県内を中心に宅地分譲、注文住宅の建築を行っておられ、開発区域と浜街道沿いにある譲受人の本社とを中継する社用車駐車場として、周辺で駐車場用地を探していたところ、今回話がまとまったため、本申請がなされました。

隣地との境界は、既設のコンクリートブロックを流用し、雨水排水は、自然浸透で対応されます。

盛土等はなく、地ならしされる程度です。隣接地は、宅地および道路であり、隣地承諾が必要な農地はございません。

農地区分については、当該農地は農業振興地域の白地であり、農業公共投

資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地で、市街化が見込まれる第2種農地と判断されます。また、当該農地以外に第3種農地での事業が困難でありますことから、許可することはやむを得ないものと判断されます。

一般基準については、売買契約書、残高証明書の添付があり、事業目的が確実に果たされると判断されます。

よって、本議案を許可することについては、農地法第5条第2項に該当しないことから許可相当と考えます。

番号4番は、駒井沢町に住所を有する借受人が、住宅敷地を目的として、貸渡人が所有する新堂町地先の登記地目畑、現況雑種地1筆357㎡を使用貸借にて借り受け、住宅敷地として転用されようとするものです。

貸渡人は、借受人の祖父です。

借受人は、現在、駒井沢町の賃貸アパートにお住まいですが、結婚され、実家に近接する申請地に住宅を建築されようとするものです。

隣地との境界は、既存のコンクリートブロックを流用し、造成工事はなく、地ならし程度による整地を行います。

雨水排水は、申請地内西側に雨水枡を設け、西側の水路に放流する計画となっております。

周囲は、畑・道路・宅地および貸渡人の所有地であり、農地の所有者からは隣地承諾を得られております。

農地区分については、当該農地は農業振興地域の白地であり、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地で、市街化が見込まれる第2種農地と判断されます。また、当該農地以外に第3種農地での事業が困難でありますことから、許可することはやむを得ないものと判断されます。

一般基準については、工事見積書および融資予定証明書の添付があり、事業の目的が確実に果たされると判断されます。よって、本議案を許可することについては、農地法第5条第2項に該当しないことから許可相当と考えます。

なお、本案件は開発許可と同時許可になります。

以上4件、添付書類等確認いたしました。不備等はないものと考えますので、御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

会長

以上で事務局の説明が終わりました。

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。番号1番と2番の案件につきましては、

議席番号4番 角井廣司委員お願いします。

4番  
角井 1番と2番の案件について説明いたします。病院の敷地に沿った土地であります。推進委員の山本光作さんと現地確認を行いました。北側に農地が一部残りますが、用水に関して影響ありません。隣地承諾も問題ありませんでした。以上です。

会長 番号3番の案件につきましては、議席番号6番 中瀬康夫委員お願いします。

3番  
中瀬 3番の案件につきましては、4月4日山岡推進委員さんと現地確認をおこないました。概要につきましては、事務局から説明のとおりであります。申請地は、宅地と道路に挟まれたところですが、もとは畑でありましたが、何も栽培されないまま雑種地のような状態ありました。今回の転用につきましては、問題ないと判断いたしました。以上です。

会長 番号4番の案件につきましては、議席番号7番 今井修委員お願いします。

7番  
今井 7番今井でございます。内容につきましては、事務局からの説明のとおりであります。4月15日現地確認おこないました。周辺への影響もなく、隣地承諾も得られており、申請内容につきまして問題ないと判断いたしました。よろしく願いいたします。

会長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。

発言のある方は、挙手、そして議席番号と氏名を名乗っていただき、ご発言いただきますよう、お願いします。

14番  
堀 14番堀です。議第23号と24号の矢橋の駐車場の案件について教えていただきたいのですが。〇〇〇〇番から〇〇〇〇番の地番が地図のどこにあたるのかということと、変更内容は、駐車場の拡大ということなのですが、〇〇〇〇番は変更前から駐車場があったということでしょうか。

事務局 お答えいたします。まず、〇〇〇〇番は現状駐車場として使用しています。申請地がL字型になっておるのですが、南側一面が来院用の駐車場として使用されています。土地利用計画図の画面を見ていただけますでしょうか。事業計画変更の次のページに今回5条申請の土地利用計画図があるのですが、申請地の南側、病院側が〇〇〇〇番地となります。

14番堀 それは分かるのですが、〇〇〇〇番から〇〇〇〇番がどこになるのかを教えてくださいたいです。

事務局 湯村 お答えします。地番の〇〇〇〇番、〇〇〇〇番、〇〇〇〇番ですが、事業計画変更の土地利用計画図で赤の点線で囲われているところです。

14番堀 分かりました。

会長 その他、御意見御質問はございませんか。

(質問・意見なし)

会長 無いようでありますので、質疑を終結します。

採決に入ります。ただいま議題となっております議第24号「農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて」番号1番から4番までの案件を原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長 挙手全員であります。

よって、議第24号農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、番号1番から4番まで案件は原案のとおり決定いたしました。

会長 次に、日程第10議第25号「農用地利用集積等促進計画（案）の決定につき、意見聴取することについて」を議題としますが、この案件については、議席番号10番 田中廣之委員、議席番号12番 木下弥生委員の各委員が当事者でございますので、農業委員会等に関する法律第31条に基づき、或いは準じ、議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退席していただきます。

関係事案終了後、入室していただきます。

(各委員 退席)

会長 それでは、議第25号「農用地利用集積等促進計画（案）の決定につき、

意見聴取することについて」を議題として、農林水産課より議案の朗読と説明を求めます。

農林水産課 農林水産課 課長の西山と申します。

課長 それでは、議第25号農用地利用集積等促進計画（案）について、説明させていただきます。

こちらは、農地中間管理事業の促進に関する法律（平成25年法律第101号）第19条3項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画（案）について、農業委員会の意見を求めるものです。

1ページ目は今回の農地利用集積等促進計画による面積の集計でございます。

左上を御覧いただきまして、今回は全体で60筆、計79,990㎡の農地に利用集積等促進計画の申請がありました。

内訳といたしましては、田が55筆で面積は75,697㎡、畑が5筆で面積は4,293㎡でございます。

続きまして、右の表に移ってください。設定後の累計数値となります。

全体の合計筆数は1,903筆、面積は3,029,490.34㎡となっております。

内訳といたしましては、田が1,838筆で2,982,305.34㎡、畑が65筆で47,185㎡です。

また、右端の表ですが、今回新たに促進計画を提出する予定の筆数を、設定期間別に集計したものとなります。3年未満が1筆、3年以上6年未満が2筆、6年以上9年未満が8筆、9年以上12年未満が45筆、12年以上が4筆、計60筆です。

農地の詳細につきましては2ページ目以降に掲載しておりますが、詳細な説明は省略させていただきます。

以上で令和7年4月30日公告予定の、農用地利用集積等促進計画の内容についての説明を終わります。

御審議の程、よろしくお願い申し上げます。

会長 以上で農林水産課の説明が終わりました。これから質疑に入ります。

ただいまの農林水産課の説明に対して、発言のある方は、挙手、そして議席番号と氏名を名乗った上で、ご発言いただきますようお願いいたします。

9番 草津市の集積率は、今現在何%位になりますか？  
田中

事務局 農業委員会事務局から後ほど報告させていただきます。  
柳原

会長 その他、御意見御質問はございませんか。

(質問・意見なし)

会長 無いようでありますので、質疑を終結します。  
採決に入ります。ただいま議題となっております議第25号「農用地利用集積等促進計画(案)の決定につき、意見聴取することについて」を原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長 挙手全員であります。  
よって、議第25号「農用地利用集積等促進計画(案)の決定につき、意見聴取することについて」は、原案のとおり決定いたしました。

会長 審議が終了しましたので議席番号10番 田中廣之委員、議席番号12番 木下弥生委員の入場を認めます。

(委員 入場)

会長 以上で、本日の会議に付議された許可等の各案件は、すべて議了されたものと認めます。

閉会 14時55分

草津市農業委員会会議規程第19条

第2項によりここに署名する

令和7年5月

会 長 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_